

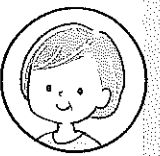


Dさん

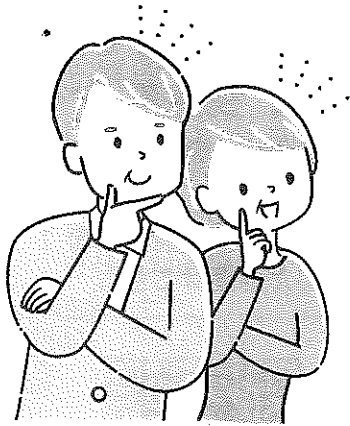
民 生委員・児童委員は、同じ地域の一員として近くにいるという安心感を与えられると思います。「あなたがいるから安心して暮らせている」と頼りにされたことにやりがいを感じました。あたたかい地域のために欠かせない存在が民生委員・児童委員です。



地 域の方と顔見知りになり、さまざまな素敵な生き方に触れたことで見聞が広がり、自分自身の人生を豊かにする学びが得られました。また、子どもたちが立派に成長して声をかけてくれたときは、なつかしさと嬉しさでいっぱいになりました。



Aさん



みになつて
みませんか？

民生委員 児童委員

あなたも

地域を“見守る”
“つながり”をつくる



Bさん

い つでも頼りにしてもらえると嬉しく、やりがいを感じます。いろいろなことがありましたが、たくさんの笑顔に出会えました。「ありがとう」という感謝の言葉が、民生委員・児童委員になった喜びであり続けられる理由です。



民 生委員・児童委員について何もわからず、PTAの延長線上にある活動なのかと疑問が残るなか引き受けました。しかし、民生委員・児童委員の活動は多くの仲間と取り組む地域福祉活動であり、同じ目的の仲間に出会えたことは、かけがえない財産となっています。



Cさん

民生委員・児童委員とは

「民生委員・児童委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、**地域福祉の担い手**として全国で約23万人が活動しています（非常勤の地方公務員にあたります）。

民生委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。

また、児童福祉法に定められた**児童委員**を兼ねており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっており、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する**主任児童委員**に指名されます。

※主任児童委員の“主任”は職位ではなく
主になって任務を受け持つという意味です。

民生委員・児童委員活動を
紹介した動画はこちら



よくある質問にお答えします！

Q1 資格は必要ですか？

A 資格や専門知識は**不要**です。

Q3 守らなければならないルールはありますか？

A 住民の個別の相談に応じるために、**守秘義務**が課せられています。

Q5 ひとりでの活動が不安なのですが大丈夫でしょうか？

A それぞれの地域において、すべての民生委員・児童委員が民生委員児童委員協議会に所属し、多くの仲間とともに協力しながら活動しています。

※地域活動に慣れていなくても安心して活動できます。

Q2 報酬・経費はありますか？

A 民生委員・児童委員は**無報酬**ですが、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は支弁されます。

Q4 働きながら活動はできますか？

A 働きながらや子育てをしながら活動されている民生委員・児童委員も多くいます。

※行政や民生委員児童委員協議会が個々の委員の活動をサポートしています。

Q6 任期は何年ですか？

A 任期は**3年**です。
3年おきに全国で一斉改選が行われます。

（一斉改選時期以外にも、欠員が生じた場合は随時選任が行われます。）